

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」の推奨について

1 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」の概要

「みやぎ蔵王三十六景」をシンボルに、観光・産業振興を推進している取組の一つとして、「食と観光のブランド化」の推進を目的に、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議において、仙南産の農林産物を原料とした食品を「地域の逸品」として推奨しているもの。

2 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」の現状

推奨品目数	80品目（34社）
取扱店	34施設
昨年度新規認定	6品目（6社）

3 新規推奨申請

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領第4 第1項の規定により、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に提出があったことから、同推奨事業要領第5 第1項の規定により、ブランド創造会議において、地域の逸品の推奨に当たっての審査を行う。

(1) 申請者及び推奨候補品名

2社から3品の推奨候補品の申請があった。
なお、詳細については、別紙のとおり。




(2) 推奨条件

＝「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領抜粋＝

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領第3（推奨対象）より推奨対象とする食品は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する加工食品を製造または販売する法人、団体、組合、個人であること。
 - (2) 主な原材料が仙南地域で生産された農林水産物であること。または、仙南地域を代表する特産品（特産農林産物等）が商品名として使用され、仙南産の当該原材料が副原料に使われていること。
 - (3) 製造若しくは加工の最終工程が仙南地域で行われたこと、または宮城県内の業者等が企画した委託製造については、製造あるいは加工の最終工程が宮城県内（仙南地域以外）で行われたこと。
- 2 前項(2)または(3)の条件を満たさない場合であっても、特に仙南地域のブランド化に寄与すると認められる食品については、推奨対象とすることができる。

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨申請(新規)一覧

NO	申請者	住所	推奨候補品名	特徴	推奨条件	画像	備考
1	株式会社菅生	柴田郡村田町菅生6-1	むらたの710(納豆)ポロネーゼ	桜中味噌店の生味噌で塩加減を調え、さらに、職人の手で丁寧に作られたグリーンパール納豆本舗のこつぶ納豆を加えました。相性の良い大豆発酵食品の組み合わせにより、豊かな旨味と風味あふれるポロネーゼに仕上がりました。	(1)宮城県内の事業者 ・団体等(株式会社菅生) (2)主な原材料または副原材料 ・桜中味噌「粋」(村田町産) ・グリーンパール納豆本舗「小粒納豆」(村田町産) (3)製造等の最終工程 ・柴田町		
2	株式会社菅生	柴田郡村田町菅生6-1	むらたの85(発酵)カレー	桜中味噌店の生味噌「粋」で塩加減を調え、旨味を最大限に引き出しました。さらに、大沼酒造店の名酒「乾坤」の酒粕を隠し味として加え、とてもまろやかでコクのあるカレーに仕上がりました。	(1)宮城県内の事業者 ・団体等(株式会社菅生) (2)主な原材料または副原材料 ・桜中味噌「粋」(村田町産) ・大沼酒造「酒粕」(村田町産) (3)製造等の最終工程 ・柴田町		
3	株式会社 おおえだ養鶏場	角田市稲置字水溜5番地	アスタキサンチン卵黄で作った高級マヨネーズ	現代の名工がおおえだ養鶏場のアスタキサンチン卵黄と特別に醸造した麹味噌、こめ油、みやぎ蔵王山麓のゆず果汁など、特別な原料にこだわり造りました。化学調味料は不使用です。	(1)宮城県内の事業者 ・団体等(株式会社おおえだ養鶏場) (2)主な原材料または副原材料 ・卵黄(角田市産) ・米味噌(角田市産) ・ゆず果汁(角田市産) (3)製造等の最終工程 ・角田市		

みやぎ蔵王三十六景地域の逸品一覧

2023/7/3 現在

NO	商品名	製造・販売業者	市町村	備考
1	蔵王天然水	株式会社エニツク	白石市	
2	ころ柿	宮城県ころ柿出荷協同組合	白石市	
3	純米大吟醸 蔵王昇り龍	蔵王酒造株式会社	白石市	
4	特別純米酒 蔵王	蔵王酒造株式会社	白石市	
5	蔵王三十六景牛乳	山田乳業株式会社	白石市	
6	フロム蔵王 蔵王大吟醸アイスクリーム	山田乳業株式会社	白石市	
7	フロム蔵王 濃厚チーズケーキ	山田乳業株式会社	白石市	
8	フロム蔵王 のむヨーグルト	山田乳業株式会社	白石市	
9	フロム蔵王 極(KIWAMI)ヨーグルト(無糖, 加糖)	山田乳業株式会社	白石市	
10	蔵王じえらみる「蔵王物語」	有限会社蔵王プロヴァンスファーム	白石市	
11	朝搾りヨーグルト	有限会社蔵王プロヴァンスファーム	白石市	
12	倉繁さんちの飲むヨーグルト	有限会社蔵王プロヴァンスファーム	白石市	
13	梅ドレッシング	合資会社佐藤清治製麺	白石市	
14	竹鶏のたまごぶりん(プレーン)	有限会社竹鶏ファーム	白石市	
15	純米酒 SASA 秋天, 純米吟醸 SASA 季節酒	おもしろいし市場	白石市	R4新規
16	高蔵寺ずんだだいふく	合同会社あぐりとかくだ	角田市	
17	ずんだバター	合同会社あぐりとかくだ	角田市	R4新規
18	仙南クラフトビール ササニシキIPA	みやぎ仙南農業協同組合	角田市	
19	田舎りんごジュース	加藤果樹園 加藤英明	角田市	
20	むうひめまんじゅう	有限会社ささもり菓子舗	角田市	
21	あまざけ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
22	あまざけ・ゆず	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
23	ブルーベリージュース50%果汁	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
24	丸大豆醤油	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
25	ゆずぼん酢しょうゆ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
26	万能だしつゆ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
27	焼肉のたれ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
28	ゆずこしょう	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
29	ブルーベリードレッシング	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
30	糀ドレッシング・ゆず	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
31	バジルドレッシング	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
32	梅しろっふ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
33	赤しそ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
34	醤油糀	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
35	こうじ漬けの素	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
36	臥牛城の殿吟醸みそ	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
37	うす塩みそ・むう姫	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
38	無添加減塩にじいろ味噌	社会福祉法人臥牛三敬会	角田市	
39	苺うさぎ大福	お菓子の店まえばし	角田市	R4新規
40	蔵王グリーンハーブティー	株式会社ざおうハーブ	蔵王町	
41	クリームチーズ入り飴	一般財団法人蔵王酪農センター	蔵王町	

みやぎ蔵王三十六景地域の逸品一覧

2023/7/3 現在

NO	商品名	製造・販売業者	市町村	備考
42	蔵王チーズ	一般財団法人蔵王酪農センター	蔵王町	
43	蔵王クリームチーズ	一般財団法人蔵王酪農センター	蔵王町	
44	ブルーベリージャム	蔵王ブルーベリーファーム	蔵王町	
45	ブルーベリースソース	蔵王ブルーベリーファーム	蔵王町	
46	酪農家の手作りヨーグルト(プレーンタイプ)	株式会社 ゼルコバドリーム	蔵王町	
47	山の香り漬	株式会社 ゆのはら農産	七ヶ宿町	
48	炭のやわらかクッキー	すみやのくらし 代表 佐藤光夫	七ヶ宿町	
49	炭のさくさくクッキー	すみやのくらし 代表 佐藤光夫	七ヶ宿町	
50	そばクッキー	すみやのくらし 代表 佐藤光夫	七ヶ宿町	
51	うめ輝り 青梅飴	有限会社蔵王の昔飴本舗	大河原町	
52	ブルーベリー飴	有限会社蔵王の昔飴本舗	大河原町	
53	どぶろく男桜	株式会社ヒルズ	大河原町	
54	どぶろく女桜	株式会社ヒルズ	大河原町	
55	がわらゆずぼん酢しょうゆ	一般社団法人大河原町観光物産協会	大河原町	
56	梅みやび	一般社団法人大河原町観光物産協会	大河原町	
57	そらまめアイス	一般財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター	村田町	
58	そらまめうどん	一般財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター	村田町	
59	そらまめ米粉めん	一般財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター	村田町	
60	そらまめ大福	一般財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター	村田町	
61	そら豆こんにゃく	一般財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター	村田町	
62	蔵出し生味噌 旬(しゅん)	有限会社 桜中味噌店	村田町	
63	「雨乞の極」ピーマン味噌	柴田町商工会女性部	柴田町	
64	「雨乞の極」まい糎	柴田町商工会女性部	柴田町	
65	「雨乞の極」柚子糖	柴田町商工会女性部	柴田町	
66	ゆずぼん酢	柴田町商工会女性部	柴田町	
67	柴田のぜいたく味噌	農事組合法人下名生ファーム	柴田町	
68	果実ジャム	ことりの	柴田町	R4新規
69	思手成し酒	株式会社坊源 株式会社新澤醸造店川崎蔵	川崎町	
70	きびきびめん	川崎町生活研究会	川崎町	
71	感動の一日四尺たけのこカレー	いなか道の駅 やしまや 八島哲郎	丸森町	
72	感動の一日四尺たけのこごはんの素	いなか道の駅 やしまや 八島哲郎	丸森町	
73	あなたのハートを いちころチョコ	いなか道の駅 やしまや 八島哲郎	丸森町	
74	あなたのハートを いちころクリーム	いなか道の駅 やしまや 八島哲郎	丸森町	
75	耕野のはちみつ	株式会社 石塚養蜂園	丸森町	
76	はちみつジェラート	株式会社 石塚養蜂園	丸森町	
77	はちみつワッフル	株式会社 石塚養蜂園	丸森町	R4新規
78	えごま油	一般社団法人あずだす	丸森町	
79	いきいきえごまドレッシング	一般社団法人あずだす	丸森町	
80	森姫	一般財団法人丸森町観光物産振興公社	丸森町	R4新規

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領

(目的)

第1 この要領は、仙南地域で生産された農林水産物を主原料にした食品を「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」として推奨して、広く紹介、販売することにより、みやぎ蔵王三十六景を核とした「食と観光の仙南ブランド」を確立し、仙南地域の食と観光のイメージ向上を目的として実施する、「みやぎ蔵王三十六景」地域の逸品（以下「地域の逸品」とする。）の推奨の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(推奨者)

第2 推奨者はみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議とする。

(推奨対象)

第3 推奨対象とする食品は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する加工食品を製造または販売する法人、団体、組合、個人であること。
 - (2) 主な原材料が仙南地域で生産された農林水産物であること。または、仙南地域を代表する特産品（特産農林産物等）が商品名として使用され、仙南産の当該原材料が副原料に使われていること。
 - (3) 製造若しくは加工の最終工程が仙南地域で行われたこと、または宮城県内の業者等が企画した委託製造については、製造あるいは加工の最終工程が宮城県内（仙南地域以外）で行われたこと。
- 2 前項(2)または(3)の条件を満たさない場合であっても、特に仙南地域のブランド化に寄与すると認められる食品については、推奨対象とすることができる。

(推奨の申請)

第4 推奨を受けようとする者は、申請書（様式第1号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に関し必要な事項は、別に定める。

(推奨申請品の審査)

第5 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、地域の逸品の推奨に当たっての審査を行う。

- 2 審査は、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議の構成員で行う。
- 3 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、必要に応じて審査のため事業所、製造または加工工場等での現地審査検査を行う。
- 4 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、年に2回程度、審査会を開催する。

(推奨基準)

第6 推奨に当たっては、製品の品質、意匠、価格、表示の適否、量産性、市場性等に着目するとともに、次の各号に該当するものは、その対象から外すものとする。

- (1) 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等に定める基準に適合していないと認められるもの
- (2) 医療品
- (3) 他の特許登録品と同一または模造品と認められるもの
- (4) 審査会に提出する目的で、特別に調製したと認められるもの

(推奨の決定)

第7 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、第5の審査の結果を経て推奨を決定したものについて、申請者に対して、推奨状（様式第2号）を交付する。

- 2 推奨の期間は、推奨状の交付日から翌々年度末まで（以下「推奨期間」とする。）とする。
- 3 第1項で推奨を決定したものについて、推奨期間満了時に第3及び第6に掲げる条件等に変更がないことが確認された場合は、審査を省略し、前項の期間、推奨を継続することができる。
- 4 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、推奨を決定した地域の逸品及び地域の逸品の製造または加工工場を随時検査することができる。

(推奨マーク)

第8 推奨を受けた者、または、地域の逸品を販売する者は、地域の逸品に推奨マーク（様式第3号）を貼付し、または印刷して販売することができる。ただし、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に

事前に届出なければならない（様式第5号）。

（届出）

第9 推奨を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに変更届（様式第6号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に届けなければならない。

- (1) 住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）または氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を変更したとき。
 - (2) 地域の逸品の名称、量目、意匠等を変更したときまたはその価格を著しく変更したとき。
- 2 地域の逸品の製造を中止または廃止したときは、速やかに製造（中止・廃止）届（様式第7号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に届けなければならない。
- 3 推奨を受けた者が推奨を辞退するときは、速やかに辞退届（様式第8号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に届けなければならない。

（推奨の取り消し）

第10 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、推奨を受けた者が次に該当するときは、推奨の決定を取り消すことができる。

- (1) 地域の逸品の品質、量目、意匠等を変更した結果、その同一性を欠くに至ったとき。
- (2) 推奨決定後に、地域の逸品が第3に規定する推奨対象及び第6に規定する推奨基準に適合しないと認められるとき。
- (3) 第7の4による検査の結果、成績が不良のとき、または、その後のみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議の指導・要請に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 正当な理由なく、第8または第9の届出を怠ったとき。

（関係者の義務）

第11 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、推奨制度の周知及び地域の逸品の需要拡大と取引の増進につながる取り組みの展開に努めるものとする。

- 2 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、地域の逸品の推奨制度に賛同し、これらの販売コーナーを設置する旅館・ホテル、物産館等に「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」販売コーナーのプレート（様式第4号）を配布する。
- 3 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」販売コーナーのプレートを配布された旅館・ホテル、物産館等はプレートを販売コーナーに常時掲示するとともに、同コーナーでは「地域の逸品」のみを販売し、他品目の販売コーナーと明確に区別し、「地域の逸品」を販売する場合は、推奨対象や、取り組みの主旨等を説明して広報に努めることとする。
- 4 推奨を受けた者は、推奨制度の周知に努めるとともに、その趣旨に反することのないよう、推奨品の品質維持に努めなければならない

（その他）

第12 この要領に定めるもののほか、推奨に当たって必要な事項は、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議での審査の都度、別に定める。

附則

- この要領は平成19年3月19日から施行する。
- この要領は平成20年7月17日から施行する。
- この要領は平成21年7月9日から施行する。
- この要領は平成24年3月12日から施行する。
- この要領は平成27年3月27日から施行する。